印刷物見積資料・仕様書

※わかる範囲で記入して下さい。

課名	税務課
担当者名	綿貫、清水
直通電話番号	０２７－２２６－２１９６
納期	令和9年1月15日(金)

印刷物名	窓あき封筒（３種類）												
印刷種類		ダイレクト	●	ダイレクト以外		複写帳			その他（　　）				
印刷部数	8,600　部　前橋行政県税事務所3,600部、高崎行政県税事務所2,300部、太田行政県税事務所2,700部												
仕上がりサイズ		Ａ４		Ａ５		Ｂ４		Ｂ５	●	その他（310㎜×240㎜）			
納品場所	群馬県総務部税務課（県庁舎９階北フロア）												
原稿 制作アプリケーション	PDF												
原稿 提供方法	●	電子データ		紙媒体									
原稿 最終原稿提供日	令和8年12月15日(火)												
スキャニング	カラー	点	モノクロ	点									
図表等作成	図表	点	地図	３点	イラスト	点							

紙質等	部分	紙質	刷色			ページ数	
	表紙			×			
	本文	色上質紙・厚口（ふじ色）	１Ｃ	×			頁
	あい紙			×			枚
	見返し			×			
	口絵			×			頁

製本方法		くるみ製本		糸綴じ		天のり		中とじ(ﾎﾁｷｽ2ｹ所)
	●	バラ → 仕上ｻｲｽﾞ（310㎜×240㎜）						
その他加工		ページ打ち		背文字		角丸加工		穴開け（　　箇所）
校正	校正回数	１回	色校正：必要な場合、回数を記入	１回				
	※ダイレクト印刷は、校正はできません。 ※色校正は校正紙での校正です。本機校正の場合は備考に明記が必要です。							

環境仕様 ※		本文・表紙の紙質：総合評価値８０以上		古紙リサイクル適性の表示
		古紙リサイクル適性「Ａ」		古紙リサイクル適性「Ａ 又は Ｂ」

備考（上記に記載できない注意点、仕様等を記入）

窓空き部分：グラシン紙を使用、片面１色刷り（刷色は茶色。会計管理課にある見本を必ず確認すること。）、封筒表面の県庁までの地図作成３点、アドヘア糊付き、数量内訳：前橋行政県税事務所3,600部、高崎行政県税事務所2,300部、太田行政県税事務所2,700部

【注意】

※環境仕様について

・県のグリーン購入品目別ガイドラインの基準です。
ガイドラインの詳しい基準は次のホームページをご覧下さい。
URL：http://www.pref.gunma.jp/04/e0100193.html

・古紙リサイクル適性の表示：●がある場合は、印刷物に次のリサイクル適性を表示して下さい。
１）Ａランクの資材のみ使用する場合・・・「印刷用の紙にリサイクルできます」
２）ＡまたはＢランクの材料を使用する場合・・・「板紙にリサイクルできます」
３）ＣまたはＤランクの材料を使用する場合・・・「リサイクルに適さない資材を使用しています」

群馬県税の申告・納税にご協力いただきありがとうございます。

※開封前に表のあて名をご確認ください。

料金後納郵便

37mm

45mm

30mm

101mm

法人の 県民税 事業税 申告書在中
特別法人事業税

法人の県民税・事業税　の申告・納税は eLTAX（エルタックス）で！
特別法人事業税

○ eLTAXを利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税の電子申告・電子納税ができます。ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）から行ってください。利用届出の方法等、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

群馬県前橋行政県税事務所

〒371-8501　群馬県前橋市上細井町2142-1
（群馬県前橋合同庁舎1階）
電話(027)234-18００

eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください

法人の県民税・事業税・特別法人事業税の納税は、eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください。

〈地方税共通納税システムのメリット〉
・全地方公共団体へ電子納税ができます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税することも可能です。
・ダイレクト納付がご利用できます。
・金融機関窓口等へのお出かけは不要です。
・eLTAX の電子申告データを連携して電子納税ができます。
・ご利用手数料は無料です。

ご利用にあたっては、事前に eLTAX ホームページから利用届出が必要です。
ご利用方法の詳細は、eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

大法人の電子申告が義務化されました

（令和２年４月１日以後に開始する事業年度から）

平成 30 年度税制改正により、大法人が行う法人の県民税・事業税・特別法人事業税の申告は、eLTAX による提出が義務化されています。

電子申告義務化の概要は、群馬県の TAX ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5428.html）をご覧ください。

◆◆◆　法人の県民税・事業税・特別法人事業税の所管行政県税事務所　一覧　◆◆◆

申告書のご提出・お問い合わせ等は、貴社の所在地を所管する行政県税事務所へお願いします。

管轄事務所	郵便番号	所在地	電話番号（代表）	所管区域
前橋行政県税事務所	371-8501	前橋市上細井町 2142-1 （群馬県前橋合同庁舎１階）	027-234-1800	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
高崎行政県税事務所	370-0805	高崎市台町 4-3 （群馬県高崎合同庁舎１階）	027-322-6297	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町 664 （群馬県中之条合同庁舎１階）	0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	378-0031	沼田市薄根町 4412 （群馬県利根沼田振興局庁舎１階）	0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	373-8508	太田市西本町 60-27 （群馬県太田合同庁舎１階）	0276-31-3261	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

群馬県税の申告・納税にご協力いただきありがとうございます。

※開封前に表のあて名をご確認ください。

料金後納郵便

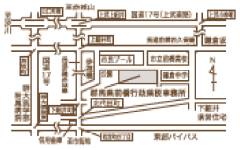
法人の県民税 事業税 特別法人事業税 申告書在中

法人の県民税・事業税・特別法人事業税の申告・納税は eLTAX（エルタックス）で！

○ eLTAX（エルタックス）を利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税の電子申告・電子納税ができます。
ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）から行ってください。利用届出の方法等、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

群馬県前橋行政県税事務所

〒371-8501　群馬県前橋市上細井町2142-1
（群馬県前橋合同庁舎1階）
電話(027)234−1800



eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください

法人の県民税・事業税・特別法人事業税の納税は、eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください。

〈地方税共通納税システムのメリット〉
・全地方公共団体へ電子納税ができます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税することも可能です。
・ダイレクト納付がご利用できます。
・金融機関窓口等へのお出かけは不要です。
・eLTAX の電子申告データを連携して電子納税ができます。
・ご利用手数料は無料です。

ご利用にあたっては、事前に eLTAX ホームページから利用届出が必要です。
ご利用方法の詳細は、eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

大法人の電子申告が義務化されました

（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から）

平成 30 年度税制改正により、大法人が行う法人の県民税・事業税・特別法人事業税の申告は、eLTAX による提出が義務化されています。

電子申告義務化の概要は、群馬県の TAX ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5428.html）をご覧ください。

◆◆◆　法人の県民税・事業税・特別法人事業税の所管行政県税事務所　一覧　◆◆◆

申告書のご提出・お問い合わせ等は、貴社の所在地を所管する行政県税事務所へお願いします。

管轄事務所	郵便番号	所在地	電話番号（代表）	所管区域
前橋行政県税事務所	371-8501	前橋市上細井町 2142-1 （群馬県前橋合同庁舎1階）	027-234-1800	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
高崎行政県税事務所	370-0805	高崎市台町 4-3 （群馬県高崎合同庁舎1階）	027-322-6297	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町 664 （群馬県中之条合同庁舎1階）	0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	378-0031	沼田市薄根町 4412 （群馬県利根沼田振興局庁舎1階）	0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	373-8508	太田市西本町 60-27 （群馬県太田合同庁舎1階）	0276-31-3261	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

群馬県税の申告・納税にご協力いただきありがとうございます。

※開封前に表のあて名をご確認ください。

料金後納郵便

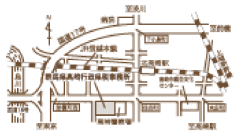
法人の県民税 事業税 特別法人事業税 申告書在中

法人の県民税・事業税
特別法人事業税　の申告・納税は eLTAX（エルタックス）で！

○ eLTAX（エルタックス）を利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税の電子申告・電子納税ができます。
ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）から行ってください。利用届出の方法等、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

群馬県高崎行政県税事務所

〒370-0805 群馬県高崎市台町4－3
（群馬県高崎合同庁舎1階）
電話(027)322−6297



群馬県税の申告・納税にご協力いただきありがとうございます。

※糊封前に表のあて名をご確認ください。

料金後納郵便

法人の県民税 事業税 特別法人事業税 申告書在中

法人の県民税・事業税
特別法人事業税 の申告・納税は eLTAX で！

○ eLTAX（エルタックス）を利用して法人の県民税・事業税・特別法人事業税の電子申告・電子納税ができます。
ご利用にあたっては、事前に利用届出をeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）から行ってください。利用届出の方法等、詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

群馬県太田行政県税事務所

〒373-8508 群馬県太田市西本町60-27
（群馬県太田合同庁舎1階）
電話(0276)31−3261

eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください

法人の県民税・事業税・特別法人事業税の納税は、eLTAX（エルタックス）の地方税共通納税システムをご利用ください。

〈地方税共通納税システムのメリット〉
・全地方公共団体へ電子納税ができます。複数の地方公共団体へ一括して電子納税することも可能です。
・ダイレクト納付がご利用できます。
・金融機関窓口等へのお出かけは不要です。
・eLTAX の電子申告データを連携して電子納税ができます。
・ご利用手数料は無料です。

ご利用にあたっては、事前にeLTAX ホームページから利用届出が必要です。
ご利用方法の詳細は、eLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。

大法人の電子申告が義務化されました

（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から）

平成 30 年度税制改正により、大法人が行う法人の県民税・事業税・特別法人事業税の申告は、eLTAX による提出が義務化されています。

電子申告義務化の概要は、群馬県の TAX ホームページ（https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5428.html）をご覧ください。

◆◆◆　法人の県民税・事業税・特別法人事業税の所管行政県税事務所　一覧　◆◆◆

申告書のご提出・お問い合わせ等は、貴社の所在地を所管する行政県税事務所へお願いします。

管轄事務所	郵便番号	所在地	電話番号（代表）	所管区域
前橋行政県税事務所	371-8501	前橋市上細井町 2142−1 （群馬県前橋合同庁舎1階）	027-234-1800	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
高崎行政県税事務所	370-0805	高崎市台町 4−3 （群馬県高崎合同庁舎1階）	027-322-6297	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻行政県税事務所	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条町 664 （群馬県中之条合同庁舎1階）	0279-75-3300	中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	378-0031	沼田市薄根町 4412 （群馬県利根沼田振興局庁舎1階）	0278-22-4336	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
太田行政県税事務所	373-8508	太田市西本町 60-27 （群馬県太田合同庁舎1階）	0276-31-3261	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町